

令和8年9月2日
世田谷保健所
生活保健課

旅館業法、住宅宿泊事業法に関する条例等の改正素案について

1 主旨

平成30年6月、住宅宿泊事業法及び改正旅館業法施行令が施行され、共同住宅の一室や戸建て住宅等での旅館業及び住宅宿泊事業が可能になり、区内においても旅館業許可施設及び住宅宿泊事業届出住宅が増加した。これに伴い、周辺住民等からの相談・苦情件数が近年急増しており、この傾向は大都市の他自治体においても同様に見られるところである。他自治体においては、旅館業法及び住宅宿泊事業法に関する条例等の改正を通じて規制強化を図っている。

今後も、区内の旅館業許可施設数及び住宅宿泊事業届出住宅数の増加が見込まれる中、区民の安全・安心の確保及び静穏な住環境の維持のためには、事業者が適正な運営を行い、地域との共生を促進する仕組みの構築が求められる。

これまで区民や区議会からの意見、並びに令和7年度に実施した庁内連絡会を踏まえ、今年度から開催している「世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会」において、旅館業法及び住宅宿泊事業法の課題を一体的に整理し、条例改正の必要性や方向性についてご意見を聴取してきた。

このたび、これらの検討結果を踏まえ、世田谷区旅館業法施行条例、世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例について、改正の素案を取りまとめたので、報告する。

2 現状の課題

(1) 旅館業及び住宅宿泊事業に共通する課題

- ① 事業者が持続可能な事業運営を行うために必要な、周辺住民とのコミュニケーションや信頼関係の構築が十分でないことが多い。施設周辺住民の安全・安心の確保と静穏な住環境の維持していくためには、十分な事前周知が効果的であるが法的義務がなく、その範囲や方法が定められていない。
※ 旅館業は規定がなく、住宅宿泊事業は国のガイドラインに規定。
- ② 苦情や問い合わせの内容、その対応に関する記録に関する規定がなく、寄せられた苦情や問い合わせを、再発防止や円滑な運営に生かす仕組みが整備されていない。
※ 旅館業は規定がなく、住宅宿泊事業は区のガイドラインに規定。

(2) 旅館業固有の課題

- ① フロントがあるなどの従来型の旅館業施設を除き、旅館業施設であることを示す標識の設置義務がないため、標識が掲示されていない施設においては、宿泊者が利用施設を特定できず、周辺住民に頻繁に宿泊先を尋ねる事例が見受けられる。また、騒音や不適切なごみの排出等の問題が発生した際にも、連絡先が分からないことから対応が遅れ、住民の不満が蓄積している。
- ② 建築関係法令や消防関係法令の基準への遵守事項がなく、法律での不許可要件にも規定されていないため、これらへの適合確認が不十分である。
- ③ 旅館業施設の周辺環境悪化に関し、当所には騒音、ごみの廃棄等による近隣からの苦情問い合わせが多く寄せられている。宿泊者に対して地域のルールや宿泊者の遵守事項を十分に説明する必要があるが、その実施は事業者の判断に委ねられている。
- ④ 事業で排出されたごみの廃棄について、周辺住民から家庭ごみとして排出しているとの疑念をいただかれることが多い。また、ごみの回収前に、保管場所の管理不十分でごみが散乱するなど周辺環境が悪化することがある。
- ⑤ 許可申請時に集合住宅における管理規約や施設とする物件の使用許諾に関する書類の提出義務がないため、集合住宅における管理規約上または所有者との契約上宿泊施設として使用できない物件を宿泊施設とすることでの住民トラブルが危惧される。
- ⑥ 公衆浴場と異なり旅館業施設の屋内外に入浴設備を設ける場合、明確な設備基準がないことから、公衆衛生及び公序良俗を乱す恐れのある露天風呂等を設置される可能性がある。
サウナの設備基準についても、明確に定められていないことから、現状では設備の安全面について、十分に確保できているとは言い難い。

(3) 住宅宿泊事業固有の課題

現在、条例のただし書きで定めている住居専用地域での営業実施日の緩和について、現状では平日の営業を認めながらも、年間の営業日数を120日程度になるように制限している。しかし、適正な運営を行うことに加えて、地域での共生や地域貢献に積極的に取り組む事業者については、法で定める180日まで認めることで、営業の機会の確保による事業者の自主的な取り組みを促進するとともに、家主不在型から家主居住型への誘導や地域との共生の推進が期待できることから、180日まで認めるか否か、及び、その要件について検討することが必要である。

3 世田谷区旅館業法施行条例の改正素案等の概要

「2 現状の課題」を踏まえ、課題の解決を図り、旅館業の適正な運営を図るため、以下について、現行の条例等に追加する。

1	課題	周辺住民との信頼関係が築けず、理解不足による軋轢や苦情の発生
	追加 条項	<u>条例</u> 事前周知の実施（第7条） <u>規則</u> 事前周知の方法、範囲、事前周知等実施記録の提出
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	なし

2	課題	苦情等を生かし、再発防止につなげる仕組みがない
	追加 条項	<u>条例</u> 苦情等があった場合の迅速かつ的確な対応及び記録の保存（第6条）
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	あり

3	課題	周辺住民に旅館であることや連絡先が分からないことによる、不安助長や苦情の発生
	追加 条項	<u>条例</u> 標識の設置（第6条） <u>規則</u> 標識の大きさ（縦170mm×横120mm）ほか記載内容
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	あり

4	課題	建築や消防等の関係法令への適合が不明確
	追加 条項	<u>条例</u> 関係法令への適合（第8条）
	効果	宿泊者や周辺住民の安全・安心確保
	遡及	なし

5	課題	宿泊者へのルール不徹底による、周辺住民との軋轢
	追加 条項	<u>条例</u> 周辺環境の悪化を防ぐための措置についての宿泊者への説明（第6条）
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	あり

6	課題	環境の悪化等に伴う、周辺住民からの苦情
	追加 条項	<u>条例</u> 廃棄物の適正な管理（第6条）
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	あり

7	課題	管理規約等の未確認による住民トラブルの発生
	追加 条項	<u>規則</u> 建物登記事項証明書、賃貸物件の場合の賃貸契約書、所有者が旅館業への転借を承認した書類、当該住宅を旅館業として使用することを認める管理規約の写しの提出
	効果	住民トラブルの未然防止
	遡及	なし

8	課題	露天風呂の設置に伴う風紀の乱れやサウナによる重大事故の可能性
	追加 条項	<u>条例</u> 入浴設備やサウナの設備基準（第8条）
	効果	周辺環境の風紀の維持、近隣住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	一部あり

4 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運用に関する条例の改正素案等の概要

「2 現状の課題」を踏まえ、課題の解決を図り、住宅宿泊事業の適正な運営を図るため、以下について、現行の条例等に追加する。

1	課題	周辺住民との信頼関係が築けず、理解不足による軋轢や苦情の発生
	追加 条項	<u>条例</u> 事前周知の実施（第8条） <u>規則</u> 事前周知の方法、範囲
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	なし

2	課題	苦情等を生かし、再発防止につなげる仕組みがない
	追加 条項	<u>条例</u> 苦情等があった場合の迅速かつ的確な対応及び記録の保存（第10条）
	効果	周辺住民との軋轢防止、適正な事業運営、地域共生
	遡及	あり

3	課題	現行条例で定める住居専用地域における営業可能日の緩和の扱いについて、年間日数は120日程度としていること
	追加 条項	条例 適正な運営を行う事業者については、住居専用地域での平日の営業を含め、年間180日まで営業を認める。 (第13条) 規則 適正な運営を行う事業者の定義
	効果	適正な事業運営促進、地域共生
	遡及	なし

※ 適正な運営を行う住宅宿泊事業者の定義（家主居住型や運営管理状況等）も含め、協議会における委員からの意見を踏まえて検討していく。

5 その他の検討事項について

以下については、世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会においても議論の途上にあることから、案の策定に向けて検討する。

- (1) 罰則については、旅館業法及び住宅宿泊事業法に定められた罰則の規定で対応することを検討している。ただし、法律違反における措置命令等の不利益処分については、違反者の公表を条例に規定する。
- (2) 条例等で新たに規定した条項について、遡及適用を行うかどうかは、遡及したことによる既存営業者への影響を検討したうえで、決定する。
- (3) 人の居住の用に供されていると認められる家屋に宿泊させる住宅宿泊事業においても、露天風呂の設置に伴う風紀の乱れやサウナによる重大事故の可能性について、検討していく必要がある。
- (4) 規制強化事項を確実に事業者に行わせるために、事業開始前の周辺住民等への事前周知、廃棄物の適正な処理等は、保健所への提出書類として関連条例の細則及び規則に様式を定め、事業開始前に厳しく確認する体制を整える。
また、事業開始後は、標識の適正な掲示や廃棄物の適正な処理など、外部委託の拡充をはじめとする体制強化や関係所管の連携による監視手法について検討する。
- (5) 路地状敷地については、避難や緊急時対応等の観点から、東京都建築安全条例において旅館業の営業が制限されていることを踏まえ、住宅宿泊事業においても同様に実施を制限することにより、宿泊者及び周辺住民の安全確保並びに生活環境の悪化防止を図ることを検討する。

6 区民意見募集について

条例等改正素案について、令和8年9月15日から10月6日まで、区民意見募集を実施し、その意見を「世田谷区旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会」にて報告したうえで、条例改正案のご意見をいただく。

7 今後のスケジュール（予定）

令和8年 9月 区民意見募集（9月15日～10月6日）

11月 旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会

（区民意見募集結果、条例等改正案）

福祉保健常任委員会（区民意見募集結果、条例等改正案）

令和9年 2月 区民意見募集に対する区の回答の公表

令和9年区議会第1回定例会に条例等案を提案（上程）

4月 条例等施行

（一部条項については周知期間を設ける可能性あり）

旅館業法及び住宅宿泊事業法比較

別紙 1

7

	旅館業	住宅宿泊事業
根拠法律	旅館業法	住宅宿泊事業法
法の目的	旅館業の業務の適正な運営の確保 旅館業の健全な発達 旅館業利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービス提供の促進 公衆衛生及び国民生活の向上に寄与	住宅宿泊事業等の業務の適正な運営の確保 国内外からの観光客の需要への対応及び滞在の促進 国民生活の安定向上及び国民経済の発展に寄与
施設の形態	営業施設	住宅
許認可	許可	届出
年間営業日数上限	—	180日／条例で住居専用地域はさらに制限
実施場所の制限	—／都市計画法、世田谷区街づくり条例で規定あり	—／条例により住居専用地域は実施日を制限
行政による報告徴収、立入検査	○（法令）	○（法令）
宿泊者の衛生確保（清掃、換気等）	○（法令）／採光・照明・防湿・排水設備、客室・寝具等用品の清潔等の管理を含む	○（法令）／設備・用品の衛生項目は区ガイドライン
客室床面積	1室あたり7㎡以上 （寝台有は9㎡以上）	宿泊者1人あたり3.3㎡以上
特定感染症のまん延防止対策	○（法令）	△（区ガイドライン）

旅館業法及び住宅宿泊事業法比較

	旅館業	住宅宿泊事業
玄関帳場（フロント）	○（法令） （原則設置、ICTで代替措置可）	—
宿泊者名簿	○（法令）	○（法令）
緊急時対応の要件	△（区運用、おおむね10分程度で駆付け）	△（区ガイドライン、30分以内目安で駆付け）
鍵の受渡し方法	△（区運用）	△（区ガイドライン）
出入りの確認	△（区運用、カメラ等で常時確認）	—
宿泊者の安全確保 （火災・災害時）	—	○（法令）
外国人宿泊者の快適・利便性の確保	—	○（法令）
周辺地域の生活環境の悪影響の防止に関する宿泊者への説明	—	○（法令）
苦情等への対応	—	○（法令）／記録規定は区ガイドライン
廃棄物の適正な処理	—	△（区ガイドライン）
近隣への事前周知	—	△（区ガイドライン）
標識の掲示	—	○（法令）
定期報告	—	○（法令）

旅館業法及び住宅宿泊事業法比較

	旅館業	住宅宿泊事業
(添付書類)		
定款	○	○
法人登記事項証明書	○	○
構造設備概要書	○	—
申告書（誓約書）	○	○
施設周辺の見取図	○	—
平面図	○	○
届出者の身分証明書	—	○
建物登記事項証明書	—	○
非常用照明器具を記載した平面図	—	○
宿泊業を営むことについての所有者の承諾書	—	○
区分所有建物である場合、管理規約の写し若しくは管理組合が宿泊業の禁止意思がないことを証する書類	△（区運用）	○
周辺住民等に事前周知を行った旨を証する書類	△（区運用）	△（区ガイドライン）
消防への事前相談記録票	—	△（区ガイドライン）
国土交通大臣告示の適合状況チェックリスト（建築士が作成）	—	△（区ガイドライン）
建築関係の適合書類	—	—

他自治体との旅館業法及び住宅宿泊事業法の比較

別紙 2

10

旅館業法関係

※令和8年7月10日現在

自治体	世田谷区改正素案	世田谷区※	千代田区※	墨田区※	渋谷区※	江東区※	豊島区※
条例改正日	令和9年4月1日 予定	令和5年9月29日	令和8年3月23日	令和7年12月10日	令和8年3月26日	令和8年3月13日	令和5年10月27日
規則または細則改正日	令和9年4月1日 予定	令和7年3月31日	令和8年3月23日	令和8年3月30日	令和8年3月26日	令和8年3月27日	令和8年2月24日
廃棄物の適正な処理	条例で規定	なし	細則で規定	なし	なし	なし	なし
衛生害虫	なし	なし	細則でトコジラミ 対策マニュアル作 成について規定	なし	なし	なし	なし
面積に対する定員	条例で就寝面積 3.3㎡/1人	なし	細則で1寝室3㎡/1 人	条例で1客室3㎡/1 人	条例で1客室3㎡/1 人	条例で1客室3㎡/1 人	なし
玄関帳場（フロント）	条例、細則に代替 措置規定	なし	条例で設置義務	条例、規則に代替 措置規定	条例、細則に代替 措置規定	条例、規則に代替 措置規定	規則に代替措置規 定
従業者の常駐	なし	なし	条例で常駐義務	条例で常駐義務	条例で常駐義務	条例で常駐義務	なし
緊急時対応の要件	条例、細則で規定	（運用で10分以内 駆けつけ）	細則で外国人のた めの規定	なし	細則で10分以内駆 けつけ義務	なし	規則で10分以内駆 けつけ義務
鍵の受渡し方法	細則で規定	（運用で規定）	なし	なし	細則で規定	規則で規定	規則に対面規定
出入りの確認	細則にビデオカメ ラ等規定	（運用で規定）	なし	規則で規定	細則にビデオカメ ラ等規定	規則にビデオカメ ラ等規定	規則にビデオカメ ラ等規定
周辺地域の生活環境の 悪影響の防止に関する 宿泊者への説明	条例で規定	なし	なし	なし	なし	条例で規定	なし
苦情等への対応	条例で規定	なし	なし	なし	なし	条例で規定	なし
近隣への事前周知	条例、細則で規定	なし	なし	条例、規則で規定	条例、細則で規定	条例、規則で規定	なし
標識の掲示	条例で規定	なし	なし	条例、規則で規定	条例、細則で規定	条例で規定	条例で規定
建築関係の適合書類	細則で規定	なし	細則で規定	なし	なし	なし	なし
所有者等の承諾書	細則で規定	（運用で規定）	なし	なし	条例、細則で規定	条例で規定	規則で規定
区分所有の場合、旅館 業を禁止しない旨の規 約等	細則で規定	（運用で規定）	なし	規則で規定	条例、細則で規定	なし	規則で規定
浴室・シャワー室等が 外から容易に見えない 構造	条例で規定	なし	細則で共同浴室に ついて規定	なし	条例で規定	なし	条例で規定
客室出入口の鍵	なし	なし	条例で設置義務	なし	なし	なし	なし
過料	なし	なし	なし	なし	なし	条例で規定	なし
違反者の公表	なし	なし	条例で規定	なし	なし	条例で規定	なし
他の客室等との区画	条例で規定	なし	条例で規定	条例、規則で規定	条例で規定	条例で規定	なし

他自治体との旅館業法及び住宅宿泊事業法の比較

11

住宅宿泊事業法関係

※令和8年7月10日現在

自治体	世田谷区改正素案	世田谷区※	千代田区※	江戸川区※	墨田区※	台東区※	豊島区※
条例改正日	令和9年4月1日予定	改正なし	令和8年3月23日	令和8年3月30日	令和7年12月10日	令和8年6月25日	令和7年12月2日
規則または 細則改正日	令和9年4月1日予定	改正なし	令和8年3月23日	令和8年3月30日	令和8年3月30日	令和8年6月25日	令和7年12月15日
区域の制限	条例及び規則で規定 【第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域で月曜正午～土曜正午を制限（休日の正午から当該休日の翌日の正午を除く）申し出による緩和規定あり】	条例で規定 【第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域で月曜正午～土曜正午を制限（休日の正午から当該休日の翌日の正午を除く）申し出による変更規定あり】	条例で規定 【家主居住型：文教地域、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、幼稚園、小中高等学校、特別支援学校、保育等施設から概ね100メートルの範囲⇒家主居住型は日曜正午～金曜正午を制限、それ以外は上記に加え、人口密集地（条例別表に記載）において全ての期間を制限】	条例で規定 【第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域で全ての期間を制限】（※）以下の条件をすべて満たす場合は制限なし 1 3月以上届出住宅と同一建物、同一敷地内若しくは隣接している住居に居住し、かつ、生活環境の悪化を認識させない。 2 住宅宿泊事業者が届出住宅に人を宿泊させる間、不在とならない。 3 届出住宅の居室の数の合計が五以下であり、住宅宿泊事業者自らが住宅宿泊管理業務を行う。	条例で規定 【区内全域で日曜正午～金曜正午を制限】 （※）住宅宿泊事業の管理を行うものが生活環境の悪化を認識でき、かつ、以下のいずれかの建物常駐する場合は制限なし 1 届出住宅 2 届出住宅と同一の建物 3 届出住宅と同一の敷地内にある建物 4 届出住宅の敷地に隣接している敷地にある建物 5 届出住宅の敷地に接する幅員4メートル以下の道路又は通路を挟んで近接する敷地にある建物	条例で規定 【区内全域で月曜正午～金曜正午を制限（休日の正午から当該休日の翌日の正午を除く）】	条例で規定 【第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、文教地区は全ての期間を制限。その他の地域は1月15日正午から3月15日正午、4月11日正午から7月1日正午まで、9月1日正午から12月15日正午までを制限】
本人確認	なし	（ガイドラインで規定）	条例で規定	なし	条例で規定	条例で規定	なし

他自治体との旅館業法及び住宅宿泊事業法の比較

12

住宅宿泊事業法関係

※令和8年7月10日現在

自治体	世田谷区改正素案	世田谷区※	千代田区※	江戸川区※	墨田区※	台東区※	豊島区※
廃棄物の適正な処理	条例で規定	(ガイドラインで規定)	条例で事業者の責務として規定	条例で事業者の責務として規定	条例で事業者の責務として規定	条例で事業者の責務として規定	条例で事業者の責務として規定
衛生害虫	なし	なし	なし	なし	なし	なし	細則で点検等を規定
町会への加入	なし	なし	なし	なし	なし	なし	条例で加入協議の規定
苦情等への対応	条例で体制の確保、記録及び保存年限を規定 規則で10分以内の駆けつけを規定	(ガイドラインで規定)	条例で記録と保存年限を規定	条例で体制の確保、記録及び保存年限を規定	条例で体制の確保、記録及び保存年限を規定 規則で30分以内の駆けつけ、記録の内容を規定	条例で体制の確保、記録及び保存年限を規定 規則で30分以内の駆けつけを規定	条例で体制の確保、記録及び保存年限を規定 規則で30分以内の駆けつけを規定
近隣への事前周知	条例で周知方法(書面又は説明会)を規定 規則で周辺住民の範囲を規定	(ガイドラインで規定)	条例で周辺住民への周知を規定 規則で周知方法(説明会の開催又は戸別訪問)を規定	条例で周辺住民への周知を規定 規則で周知範囲及び周知方法(原則説明会の開催又は戸別訪問)を規定	条例で周知方法(説明会の開催又は戸別訪問)を規定	条例で周辺住民への周知を規定 規則で周辺住民の範囲を規定	条例で周知方法(書面又は説明会)を規定 規則で周辺住民の範囲を規定
関係法令の適合書類	条例で消防関係書類等を規定	(ガイドラインで規定)	なし	なし	なし	なし	条例で消防関係書類等を規定
過料	なし	なし	なし	なし	なし	なし	条例で法第18条関連(制限区域及び期間)に違反した場合定を規定
違反者の公表	なし	なし	条例で規定	条例で規定	条例で規定	条例で規定	条例で規定

用途地域ごとの 旅館業及び住宅宿泊事業実施可能一覧

別紙3

用途区分 用途地域	第一種低層 住居専用地域	第二種低層 住居専用地域	第一種中高層 住居専用地域	第二種中高層 住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域
旅館 ホテル	×	×	×	×	△ ※1	○	○	○	○	○
届出住宅 (住宅宿泊事業)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	住宅宿泊事業の実施を制限 ※2									

※1 旅館・ホテルとして使用する部分が3,000㎡以下に限り建築できる。

※2 休日の正午からその翌日の正午を除く月曜日の正午から土曜日の正午までの期間において、住宅宿泊事業は実施できない（下図参照）。

火	水	木 (祝日)	金	土	日	月
		← 宿泊可 →		← 宿泊可 →		

注1 地区計画、街づくり計画や特別用途地区の区域内は、別途用途制限がある。

注2 第一種、第二種文教地区内は、原則、旅館・ホテルは建築できない。

世田谷区旅館業法施行条例（改正素案）

平成 24 年 3 月 6 日条例第 20 号

改正

平成 30 年 5 月 22 日条例第 46 号

令和 3 年 9 月 30 日条例第 50 号

令和 5 年 9 月 29 日条例第 56 号

令和 9 年●月●日条例第●号

世田谷区旅館業法施行条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会教育施設等）

第 2 条 法第 3 条第 3 項第 3 号の条例で定める施設は、次のとおりとする。

- （1） 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 134 条第 1 項の各種学校で、その教育課程が同法第 1 条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの
- （2） 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。

（意見聴取）

第 3 条 法第 3 条第 4 項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。

- （1） 国が設置する施設 当該施設の長
- （2） 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会
- （3） 国及び地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長

（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）

第 4 条 法第 4 条第 2 項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

- （1） 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。
 - ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。
 - イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
- （2） 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
- （3） 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。
- （4） 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。

- (5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。
 - イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
 - ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
- (6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。
 - イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
- (7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。
 - ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。
 - イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。
 - ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。
 - エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。
 - オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用を使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。
 - (ア) 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。
 - (イ) 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。
 - カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。
 - (ア) ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
 - (イ) 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。
 - (ウ) 集毛器は、毎日清掃を行うこと。
 - (エ) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。
 - (オ) 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。
 - キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存すること。
- (8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。
- (9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

(10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。

ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。

イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。

(11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

(宿泊を拒むことができる事由)

第5条 法第5条第4号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。

(営業者の遵守事項)

第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 営業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任すること。
- (2) 旅館業の施設には、公衆の見やすい場所にその名称を、玄関帳場を設けない旅館業の施設及び営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設は施設の名称及び緊急連絡先を表示しておくこと。
- (3) 営業施設においては、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮すべき事項その他当該営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。
- (4) 玄関帳場を設けない旅館業の施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設の営業者は、宿泊者からの苦情及び問い合わせ（以下「苦情等」という。）に対応するため、必要な体制を整備すること。
- (5) 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。
- (6) 営業者は旅館業の実施により発生した廃棄物を、自らの責任において適正に処理するとともに、適正処理に必要な事項を宿泊者に周知しなければならない。
- (7) 旅館業の施設の周辺地域の住民等から苦情等があった場合には、適切かつ迅速に対応すること。
- (8) 前号の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。
- (9) 第7号の苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及びその対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を3年間保存しなければならない。

(旅館業を営もうとする者の事前周知)

第7条 旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする施設ごとに、法第3条第1項の申請をしようとする日の14日前までに、当該施設の周辺地域の住民(当該施設を構成

する建築物に居住する者を含む。)その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。

- 2 旅館業を営もうとする者は、周辺地域の住民から求めがあった場合には、説明会を開催しなければならない。
- 3 旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする住宅の住所地が属する町会等の求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催しなければならない。
- 4 旅館業を営もうとする者は、法第3条第1項の申請の際に、第1項の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第8条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊しようとする者との面接に適する広さを有する玄関帳場その他宿泊者の確認を適切に行うための設備として、規則で定める基準に適合するものを有すること。
- (2) 客室は、次に掲げる基準によること。
 - ア 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁その他これに類する物を用いて区画すること。
 - イ 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。
 - ウ 寝台を置かない客室にあっては、寝具を収納するための押し入れその他保管室の収納設備を設けること。
 - エ 宿泊者が就寝に使用する部分の面積は、宿泊者1人当たり3.3平方メートル以上であること。
 - オ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。
 - カ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、採光が十分に得られる規則で定める面積以上の広さの窓を有すること。
- (3) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具を有すること。
- (4) 階層式寝台を設ける場合は、2層とし、階層式寝台の上段と下段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。
- (5) 入浴設備は、次に掲げる基準によること。
 - ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。
 - イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。
 - (ア) ろ過器を使用する場合は、十分なるろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。
 - (イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。

(エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

エ サウナ室を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

(ア) 出入口が緊急時の開閉に支障をきたさない構造であること。

(イ) 室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。

(ウ) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備をサウナ室内に備えていること。

オ 入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が客室側に設けられていること。

カ 屋外の浴場（脱衣場及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことを遮ることができる構造であること。

(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。

ア 専用の元栓を有すること。

イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。

(7) 便所は、次に掲げる基準によること。

ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。

イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。

ウ 客室内に便所を設ける場合は、規則で定める数の便器を設置すること。

エ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。

オ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。

(8) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。

(9) 旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、規則に定める基準によること。

(10) その他、施設の構造設備は関係法令に適合していること。

(簡易宿所営業の施設の構造設備の基準)

第9条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場

その他当該者の確認を適切に行うための設備として旅館業法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 28 号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。

- (2) 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第 1 条第 2 項第 1 号に規定する面積以上であること。
- (3) 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。
- (4) 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の 2 分の 1 未満とすること。

2 前条（第 2 号イからオを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。
（下宿営業の施設の構造設備の基準）

第 10 条 政令第 1 条第 3 項第 5 号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。

2 第 8 条第 2 号エ及びカ、第 5 号から第 8 号まで及び前条第 1 項第 3 号の規定は、下宿営業の施設について準用する。
（構造設備基準の適用除外）

第 11 条 省令第 5 条第 1 項の施設について、その構造設備が第 8 条及び第 9 条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。

- (1) 旅館・ホテル営業の施設 第 8 条第 3 号、第 5 号ア及び第 7 号の基準
- (2) 簡易宿所営業の施設 第 9 条第 1 項第 4 号並びに同条第 2 項において準用する第 8 条第 3 号、第 5 号ア及び第 7 号の基準

2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第 8 条第 7 号の基準（第 9 条第 2 項及び前条第 2 項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難く、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの基準によらないことができる。

（委任）

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成 24 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日において現に法第 3 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第 4 条第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

- 3 既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第 4 条第 7 号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

附 則（平成 30 年 5 月 22 日条例第 46 号）

- 1 この条例は、平成 30 年 6 月 15 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 9 条第 1 項第 1 号及び第 5 号並びに第 10 条第 2 項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日条例第 50 号）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条及び次項の規定は令和 4 年 1 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第 2 条の規定による改正後の第 8 条第 5 号ウの規定（第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあっては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。

附 則（令和 5 年 9 月 29 日条例第 56 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（令和 5 年 12 月規則第 121 号で、同 5 年 12 月 13 日から施行）

附 則（令和●年●月●日条例第●号）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第 6 条の規定は、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設および施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあっては、施行日から 3 年を経過した日から適用する。

別紙5

世田谷区旅館業法施行条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号 改正 平成30年5月22日条例第46号 令和3年9月30日条例第50号 令和5年9月29日条例第56号 <u>令和9年●月●日条例第●号</u> 世田谷区旅館業法施行条例 (趣旨)	○世田谷区旅館業法施行条例 平成24年3月6日条例第20号 改正 平成30年5月22日条例第46号 令和3年9月30日条例第50号 令和5年9月29日条例第56号 世田谷区旅館業法施行条例 (趣旨)
第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (社会教育施設等)	第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (社会教育施設等)
第2条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項の各種学校で、その教育課程が同法第1条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 (3) 前2号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。 (意見聴取)	第2条 法第3条第3項第3号の条例で定める施設は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条第1項の各種学校で、その教育課程が同法第1条の学校（大学を除く。）の教育課程に相当するもの (2) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館 (3) 前2号に掲げるもののほか、主に児童の利用に供する施設又は多数の児童の利用に供される施設で、規則で定めるもの。 (意見聴取)
第3条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。 (1) 国が設置する施設 当該施設の長 (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会	第3条 法第3条第4項の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設について、当該各号に定める者とする。 (1) 国が設置する施設 当該施設の長 (2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

改正後	改正前
(3) 国及び地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長 (宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)	(3) 国及び地方公共団体以外の者が設置する施設 当該施設を監督する行政庁。ただし、当該施設を監督する行政庁がないときは、区長 (宿泊者の衛生に必要な措置等の基準)
第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。	第4条 法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。
(1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。	(1) 旅館業の施設については、次に掲げる換気措置を講じること。 ア 換気のために設けられた開口部は、常に開放しておくこと。 イ 機械換気設備を有する場合は、十分な運転を行うこと。
(2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。	(2) 旅館業の施設の照明設備は、定期的に照度を測定すること等により保守点検を適切に行い、照度不足、故障等が生じた場合は、速やかに取り替え、又は補修するとともに、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。
(3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。	(3) 旅館業の施設の排水設備は、水流を常に良好にし、雨水及び汚水の排水に支障がないようにしておくこと。
(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。	(4) 旅館業の施設内は、常に清潔にしておくこと。
(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。	(5) 寝具類については、次に掲げる措置を講じること。 ア 布団及び枕は、清潔なシーツ又はカバーで適切に覆うこと。 イ シーツ、布団カバー、枕カバー及び寝間着は、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。	ウ 布団及び枕は、適切に洗濯、管理等を行うこと。
(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。	(6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる措置を講じること。
ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。	ア 宿泊者の見やすい箇所に、元栓の開閉時刻及びガスの使用方法についての注意書を掲示しておくこと。
イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。	イ 元栓は、各客室の宿泊者の安全を確かめた後でなければ開放しないこと。
(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。	(7) 浴室については、次に掲げる措置を講じること。

改正後	改正前
ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。 イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。 ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。 エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。 オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。 （ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。 （イ） 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。 （ア） ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 （イ） 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。 （ウ） 集毛器は、毎日清掃を行うこと。 （エ） 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。 （オ） 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。 キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存す	ア 浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。 イ 湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。 ウ 浴槽は、1日に1回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、7日以内に1回以上換水すること。 エ 共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。 オ 貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。 （ア） 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、1年に1回以上清掃及び消毒を行うこと。 （イ） 貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 カ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。 （ア） ろ過器は、1週間に1回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。 （イ） 循環配管は、1週間に1回以上内部の消毒を行うこと。 （ウ） 集毛器は、毎日清掃を行うこと。 （エ） 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行うこと。 （オ） 浴槽水は、レジオネラ属菌について1年に1回以上水質検査を行うこと。 キ オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、3年間保存す

改正後	改正前
ること。 (8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。 (9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 (10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。 ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。 (11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。 (宿泊を拒むことができる事由)	ること。 (8) 洗面所には、清浄な湯水を十分に供給するとともに、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備えること。 (9) 客室、脱衣室等に、くし、コップその他の用品を備え付ける場合は、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 (10) 便所については、次に掲げる措置を講じること。 ア タオルその他これに類するものは、清潔なものとし、宿泊者ごとに取り替えること。 イ 手洗い設備には、消毒液、石けん、ハンドソープ等を常に使用できるように備える等、手洗いに支障が生じないようにすること。 (11) 宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として旅館業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。 (宿泊を拒むことができる事由)
第5条 法第5条第4号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。	第5条 法第5条第4号の条例で定める事由は、宿泊し、又は宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるときとする。
<u>(営業者の遵守事項)</u>	
<u>第6条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。</u>	
<u>(1) 営業者が日本国内に住所を有しない場合は、日本国内に住所を有し、かつ、日本語を用いて適切な対応を行うことができる者を代理人として選任すること。</u>	
<u>(2) 旅館業の施設には、公衆の見やすい場所にその名称を、玄関帳場を設けない旅館業の施設及び営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設は施設の名称及び緊急連絡先を表示しておくこと。</u>	
<u>(3) 営業施設においては、宿泊者に対し、騒音の防止のために配慮</u>	

改正後	改正前
<u>すべき事項その他当該営業施設の周辺地域の生活環境への悪影響を防止するために必要な事項について、規則で定めるところにより説明すること。</u> <u>(4) 玄関帳場を設けない旅館業の施設その他の営業時間中に営業従事者が常駐しない旅館業の施設の営業者は、宿泊者からの苦情及び問い合わせ（以下「苦情等」という。）に対応するため、必要な体制を整備すること。</u> <u>(5) 旅館業の施設には、営業従事者名簿を備え付け、規則で定める事項を記載しておくこと。</u> <u>(6) 営業者は旅館業の実施により発生した廃棄物を、自らの責任において適正に処理するとともに、適正処理に必要な事項を宿泊者に周知しなければならない。</u> <u>(7) 旅館業の施設の周辺地域の住民等から苦情等があった場合には、適切かつ迅速に対応すること。</u> <u>(8) 前号の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。</u> <u>(9) 第7号の苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及びその対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を3年間保存しなければならない。</u> <u>(旅館業を営もうとする者の事前周知)</u> <u>第7条 旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする施設ごとに、法第3条第1項の申請をしようとする日の14日前までに、当該施設の周辺地域の住民(当該施設を構成する建築物に居住する者を含む。)その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。</u> <u>2 旅館業を営もうとする者は、周辺地域の住民から求めがあった場合には、説明会を開催しなければならない。</u> <u>3 旅館業を営もうとする者は、旅館業を営もうとする住宅の住所地</u>	

改正後	改正前
<u>が属する町会等の求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催しなければならない。</u> <u>4 旅館業を営もうとする者は、法第3条第1項の申請の際に、第1項の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。</u> (旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第<u>8</u>条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 <u>(1) 宿泊者の利用しやすい位置に、宿泊しようとする者との面接に適する広さを有する玄関帳場その他宿泊者の確認を適切に行うための設備として、規則で定める基準に適合するものを有すること。</u> <u>(2) 客室は、次に掲げる基準によること。</u> <u>ア 客室と他の客室、廊下等との境界は、壁その他これに類する物を用いて区画すること。</u> <u>イ 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。</u> <u>ウ 寝台を置かない客室にあっては、寝具を収納するための押し入れその他保管室の収納設備を設けること。</u> <u>エ 宿泊者が就寝に使用する部分の面積は、宿泊者1人当たり3.3平方メートル以上であること。</u> <u>オ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</u> <u>カ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、採光が十分に得られる規則で定める面積以上の広さの窓を有すること。</u> <u>(3) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具を有すること。</u> <u>(4)階層式寝台を設ける場合は、2層とし、階層式寝台の上段と下</u>	(旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準) 第<u>6</u>条 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号。以下「政令」という。)第1条第1項第8号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 <u>(1) 客室は、次に掲げる基準によること。</u> <u>ア 1客室の規則で定める構造部分の合計床面積は、政令第1条第1項第1号に規定する面積以上であること。</u> <u>イ 収容定員に応じて十分な広さを有し、清掃が容易に行える構造であること。</u> <u>ウ 睡眠、休憩等の用に供する部屋は、窓からの採光が十分に得られる構造であること。</u> <u>(2) 宿泊者を宿泊させるために十分な数量の寝具類を有すること。</u>

改正後	改正前
<u>段の間隔は、おおむね1メートル以上であること。</u> (5) 入浴設備は、次に掲げる基準によること。 ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 (ア) ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 (イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 (ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。 (エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 (オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 (カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。 <u>エ サウナ室を設ける場合は、次に掲げる基準によること。</u> <u>(ア) 出入口が緊急時の開閉に支障をきたさない構造であること。</u> <u>(イ) 室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。</u> <u>(ウ) 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備をサウナ室内に備えていること。</u> <u>オ 入浴設備（脱衣室及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該</u>	(3) <u>浴室</u>は、次に掲げる基準によること。 ア 共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。 イ 浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。 (ア) ろ過器を使用する場合は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。 (イ) ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。 (ウ) 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。 (エ) 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。 (オ) 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 (カ) 循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。 ウ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合は、点検、清掃及び排水を行うことができる構造であること。

改正後	改正前
<u>浴室の外から見通すことを遮ることができる構造であること又は遮ることができる設備が客室側に設けられていること。</u> <u>カ 屋外の浴場（脱衣場及びサウナ室を含む。）は、その内部を当該浴場の外から見通すことを遮ることができる構造であること。</u> (6) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。 ア 専用の元栓を有すること。 イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 (7) 便所は、次に掲げる基準によること。 ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。 イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。 <u>ウ 客室内に便所を設ける場合は、規則で定める数の便器を設置すること。</u> <u>エ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。</u> <u>オ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。</u> (8) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。 <u>(9) 旅館業の施設が存する建築物に住戸が存する場合は、規則に定める基準によること。</u> <u>(10) その他、施設の構造設備は関係法令に適合していること。</u> （簡易宿所営業の施設の構造設備の基準） 第9条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備	(4) 客室にガス設備を設ける場合は、次に掲げる基準によること。 ア 専用の元栓を有すること。 イ ガス管は、耐食性を有し、ガスの供給が容易に中断されないものであり、かつ、容易に取り外すことができないように接続されていること。 (5) 便所は、次に掲げる基準によること。 ア 防虫及び防臭の設備並びに手洗い設備を有すること。 イ 宿泊者等の利用しやすい位置に設けること。 <u>ウ 共同便所を設ける場合は、男子用及び女子用の別に分けて、適当な数を備え付けること。</u> <u>エ 便所を付設していない客室を有する階には、共同便所を設けること。</u> (6) 共同洗面所を設ける場合は、その洗面設備の給水栓は、宿泊者の需要を満たすことができる数を有すること。 （簡易宿所営業の施設の構造設備の基準） 第7条 政令第1条第2項第7号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。 (1) 政令第1条第1項第2号に掲げる宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他当該者の確認を適切に行うための設備

改正後	改正前
として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。 （2） 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。 （3） 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。 （4） 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。 2 前条（第2号イからオを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。 （下宿営業の施設の構造設備の基準） 第10条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。 2 第8条第2号エ及びカ、第5号から第8号まで及び前条第1項第3号の規定は、下宿営業の施設について準用する。 （構造設備基準の適用除外） 第11条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第8条及び第9条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。 （1） 旅館・ホテル営業の施設 第8条第3号、第5号ア及び第7号の基準 （2） 簡易宿所営業の施設 第9条第1項第4号並びに同条第2項において準用する第8条第3号、第5号ア及び第7号の基準 2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第8条第7号の基準（第9条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの	として旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）で定める基準に適合するものを有すること。 （2） 客室の規則で定める構造部分の合計延べ床面積は、政令第1条第2項第1号に規定する面積以上であること。 （3） 客室は、収容定員に応じて十分な広さを有すること。 （4） 多数人で共用しない客室を設ける場合には、その客室の延べ床面積は、総客室の延べ床面積の2分の1未満とすること。 2 前条（第1号ア及びビを除く。）の規定は、簡易宿所営業の施設について準用する。 （下宿営業の施設の構造設備の基準） 第8条 政令第1条第3項第5号の条例で定める構造設備の基準は、客室が収容定員に応じた十分な広さであることとする。 2 第6条第1号ウ、第3号から第6号まで及び前条第1項第3号の規定は、下宿営業の施設について準用する。 （構造設備基準の適用除外） 第9条 省令第5条第1項の施設について、その構造設備が第6条及び第7条の基準による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、次の各号に掲げる旅館業の施設について、当該各号に定める基準を適用しないことができる。 （1） 旅館・ホテル営業の施設 第6条第2号、第3号ア及び第5号の基準 （2） 簡易宿所営業の施設 第7条第1項第4号並びに同条第2項において準用する第6条第2号、第3号ア及び第5号の基準 2 前項に定める場合のほか、旅館業の施設について、その構造設備が第6条第5号の基準（第7条第2項及び前条第2項において準用する場合を含む。）による必要がない場合又はこれらの基準により難しく、かつ、区長が公衆衛生上支障がないと認める場合は、これらの

改正後	改正前
基準によらないことができる。 (委任) 第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 施行日において現に法第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第4条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 3 既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第4条第7号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附 則（平成30年5月22日条例第46号） 1 この条例は、平成30年6月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の第9条第1項第1号及び第5号並びに第10条第2項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に	基準によらないことができる。 (委任) 第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。 附 則 1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 施行日において現に法第3条第1項の許可（以下「許可」という。）を受けている旅館業の施設（以下「既存営業施設」という。）又は施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設（以下「申請中の営業施設」という。）の照明設備については、第4条第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 3 既存営業施設又は申請中の営業施設については、温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項の温泉をいう。）を貯留する貯湯槽に限り、第4条第7号オの規定を適用する。ただし、既存営業施設にあっては施行日後に、申請中の営業施設にあっては当該申請に対する許可の日後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附 則（平成30年5月22日条例第46号） 1 この条例は、平成30年6月15日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 この条例による改正後の第7条第1項第1号及び第5号並びに第8条第2項の規定は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可に係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設について適用し、施行日前に申請された同項の許可に

改正後	改正前
係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。 附 則（令和３年９月30日条例第50号） 1 この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 第２条の規定による改正後の第<u>８</u>条第<u>５</u>号ウの規定（第<u>９</u>条第２項及び第<u>10</u>条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあつては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあつては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附 則（令和５年９月29日条例第56号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第121号で、同５年12月13日から施行） <u>附 則（令和●年●月●日条例第●号）</u> <u>1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の第６条の規定は、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設および施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあつては、施行日から３年を経過した日から適用する。</u>	係る簡易宿所営業の施設及び下宿営業の施設については、なお従前の例による。 附 則（令和３年９月30日条例第50号） 1 この条例中第１条の規定は公布の日から、第２条及び次項の規定は令和４年１月１日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 第２条の規定による改正後の第<u>６</u>条第<u>３</u>号ウの規定（第<u>７</u>条第２項及び第<u>８</u>条第２項において準用する場合を含む。）は、施行日以後に申請される旅館業法（昭和23年法律第138号）第３条第１項の許可（以下「許可」という。）に係る旅館業の施設について適用し、施行日前に申請された許可に係る旅館業の施設については、なお従前の例による。ただし、施行日において現に許可を受けている旅館業の施設にあつては施行日以後に、施行日において現に許可の申請がなされている旅館業の施設にあつては当該申請に対する許可の日以後に旅館業の施設を増築し、若しくは改築し、又はその大規模な修繕若しくは模様替えをする場合は、この限りでない。 附 則（令和５年９月29日条例第56号） この条例は、規則で定める日から施行する。（令和５年12月規則第121号で、同５年12月13日から施行）

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例（改正素案）

平成 30 年 3 月 6 日条例第 33 号

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例

（目的）

第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号。以下「法」という。）に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（区の責務）

第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に必要な施策を実施するものとする。

2 区は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、区の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関と連携を図るものとする。

（住宅宿泊事業者の責務）

第 4 条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の良い生活環境の維持及び当該地域の善良な風俗の保持に努めなければならない。

2 住宅宿泊事業者は、区が実施する国際交流、観光振興、商店街振興その他の施策に協力するよう努めなければならない。

3 宿泊者に対し、災害等が発生した場合の避難及び救急医療等に係る適切な情報提供を行わなければならない。

4 法第 9 条に係る説明等については、宿泊者に応じた言語で行わなければならない。

（宿泊者の責務）

第 5 条 宿泊者は、届出住宅に宿泊するに当たっては、周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。

（届出書類）

第 6 条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第 3 条第 1 項の届出時に併せて、規則で定める書類を区に提出しなければならない。

（届出住宅の公表）

第 7 条 区長は、法第 3 条第 1 項の届出を受けた届出住宅について、当該届出住宅の住所、建物名、部屋番号その他の規則で定める事項を公表するものとする。

（事前周知）

第 8 条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、法第 3 条第 1 項の届出をしようとする日の 14 日前までに、当該住宅の周辺住民（当該住宅を構成する建築物に居住する者を含む。）その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。

- 2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、周辺住民から求めがあった場合は、説明会を開催しなければならない。
- 3 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の住所地が属する町会等からの求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催しなければならない。
- 4 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第3条第1項の申請の際に、第1項の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。

(廃棄物の適正な処理)

第9条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施により発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、適正処理に必要な事項を宿泊者に周知しなければならない。

(苦情等及びその対応の記録)

第10条 住宅宿泊事業者は、法第10条の規定に基づき、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）については、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

- 2 前項の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。
- 3 住宅宿泊事業者は、苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を3年間保存しなければならない。

(標識の掲示等)

第11条 住宅宿泊事業者は、法第13条の規定に基づき、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、省令で定める様式の標識を掲げなければならない。

- 2 一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）で住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者は、前項の規定する標識の掲示に加え、当該共同住宅等の公衆の見やすい場所に届出番号及び緊急連絡先を表示しなければならない。

(住宅宿泊管理業者への準用)

第12条 第4条第1項の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。

- 2 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合、当該業務に対応する従事者の名簿を作成しなければならない。

(実施の制限)

第13条 法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。

- (1) 区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
- (2) 住宅宿泊事業の実施を制限する期間 月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民

の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を含む場合にあつては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、区長は、届出住宅の居室の数が住宅宿泊事業法施行規則（平成 29 年厚生労働省令・国土交通省令第 2 号。以下「省令」という。）第 9 条第 2 項に規定する居室の数を超えず、かつ、当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在（同条第 3 項に定める不在を除く。）とならずに実施される住宅宿泊事業その他規則で定める要件を満たし、区長の承認を受けたものについては、前項第 2 号の規定は適用しない。
- 3 住宅宿泊事業者は前項の規定による制限の解除を受けようとするときは、規則で定めるところにより区長に提出しなければならない。
- 4 区長は、前項の規定による制限の解除を受けた住宅宿泊事業者が次のいずれかに該当するときは、当該制限を取り消し、又は期間を定めて制限解除の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
 - （1） 届出住宅の居室の数が規則第 2 条第 2 項に規定する居室の数を超えたとき。
 - （2） 届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在に（同条第 3 項に定める不在を除く）なるとき。
 - （3） 規則で定める制限解除の要件を満たさなくなったとき。
 - （4） 法第 4 条各号のいずれかに該当することとなったとき。
 - （5） 偽りその他不正の手段により制限解除を受けたとき。
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。

（委任）

第 14 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 6 月 15 日から施行する。

（検討）

- 2 区は、この条例の施行後 1 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

別紙 7

世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 平成30年 3 月 6 日条例第33号 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）<u>に基づき、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関し必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。</u> <u>(定義)</u> 第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。 <u>(区の責務)</u> 第 3 条 区は、第 1 条の目的を達成するため、住宅宿泊事業の適正な運営の確保に必要な施策を実施するものとする。 2 区は、前項の施策の実施に当たっては、必要に応じ、区の区域を管轄する警察署、消防署その他の関係機関と連携を図るものとする。 <u>(住宅宿泊事業者の責務)</u> 第 4 条 住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の良好な生活環境の維持及び当該地域の善良な風俗の保持に努めなければならない。 2 住宅宿泊事業者は、区が実施する国際交流、観光振興、商店街振興その他の施策に協力するよう努めなければならない。 3 宿泊者に対し、災害等が発生した場合の避難及び救急医療等に係る適切な情報提供を行わなければならない。 4 法第 9 条に係る説明等については、宿泊者に応じた言語で行わな	○世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 平成30年 3 月 6 日条例第33号 世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、<u>国内外からの観光旅客の区への滞在等を促進する区内での住宅宿泊事業</u>（住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）<u>第 2 条第 3 項に規定する住宅宿泊事業をいう。以下同じ。）の実施について、法第18条の規定に基づき区域を定めて期間を制限する</u>ことにより、住宅宿泊事業の適正な運営を確保し、住宅宿泊事業に起因する区民の生活環境の悪化を防止することを目的とする。

改正後	改正前
<u>なければならない。</u> <u>(宿泊者の責務)</u> <u>第5条 宿泊者は、届出住宅に宿泊するに当たっては、周辺地域の区民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう努めなければならない。</u> <u>(届出書類)</u> <u>第6条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第3条第1項の届出時に併せて、規則で定める書類を区に提出しなければならない。</u> <u>(届出住宅の公表)</u> <u>第7条 区長は、法第3条第1項の届出を受けた届出住宅について、当該届出住宅の住所、建物名、部屋番号その他の 規則で定める事項を公表するものとする。</u> <u>(事前周知)</u> <u>第8条 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅ごとに、法第3条第1項の届出をしようとする日の14日前までに、当該住宅の周辺住民(当該住宅を構成する建築物に居住する者を含む。)その他の規則で定める者に対し、書面により通知しなければならない。</u> <u>2 住宅宿泊事業を営もうとする者は、周辺住民から求めがあった場合は、説明会を開催しなければならない。</u> <u>3 住宅宿泊事業を営もうとする者は、住宅宿泊事業を営もうとする住宅の住所地が属する町会等からの求めがあった場合には、当該町会等の関係者への説明会を開催しなければならない。</u> <u>4 住宅宿泊事業を営もうとする者は、法第3条第1項の申請の際に、第1項の規定による通知を行った旨を規則で定めるところにより区長に報告しなければならない。</u> <u>(廃棄物の適正な処理)</u> <u>第9条 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊事業の実施により発生した廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、適正処理に必要な</u>	

改正後	改正前
<u>な事項を宿泊者に周知しなければならない。</u> <u>(苦情等及びその対応の記録)</u> <u>第10条 住宅宿泊事業者は、法第10条の規定に基づき、届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せ（以下「苦情等」という。）については、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。</u> <u>2 前項の規定による対応は、苦情等の内容に応じ、現地に赴いて行うよう努めなければならない。</u> <u>3 住宅宿泊事業者は、苦情等に対応した場合には、当該苦情等を受けた日並びに当該苦情等及び対応の内容を記録し、その記録の日から当該記録を3年間保存しなければならない。</u> <u>(標識の掲示等)</u> <u>第11条 住宅宿泊事業者は、法第13条の規定に基づき、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に、省令で定める様式の標識を掲げなければならない。</u> <u>2 一戸建ての住宅以外の住宅（以下「共同住宅等」という。）で住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者は、前項の規定する標識の掲示に加え、当該共同住宅等の公衆の見やすい場所に届出番号及び緊急連絡先を表示しなければならない。</u> <u>(住宅宿泊管理業者への準用)</u> <u>第12条 第4条第1項の規定は、住宅宿泊管理業務の委託を受けた住宅宿泊管理業者について準用する。</u> <u>2 住宅宿泊事業者は、住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する場合、当該業務に対応する従事者の名簿を作成しなければならない。</u> <u>(実施の制限)</u>	(実施の制限)
第13条 法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。	第2条 法第18条の規定に基づき定める区域及び住宅宿泊事業の実施を制限する期間は、次のとおりとする。<u>ただし、第1号に規定する区域のうち、第2号に規定する住宅宿泊事業の実施を制限する期間を</u>

改正後	改正前
(1) 区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 住宅宿泊事業の実施を制限する期間 月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。） <u>2 前項の規定にかかわらず、区長は、届出住宅の居室の数が住宅宿泊事業法施行規則（平成29年厚生労働省令・国土交通省令第2号。以下「省令」という。）第9条第2項に規定する居室の数を超えず、かつ、当該届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在（同条第3項に定める不在を除く。）とならずに実施される住宅宿泊事業その他規則で定める要件を満たし、区長の承認を受けたものについては、前項第2号の規定は適用しない。</u> <u>3 住宅宿泊事業者は前項の規定による制限の解除を受けようとするときは、規則で定めるところにより区長に提出しなければならない。</u> <u>4 区長は、前項の規定による制限の解除を受けた住宅宿泊事業者が次のいずれかに該当するときは、当該制限を取り消し、又は期間を定めて制限解除の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</u> <u>(1) 届出住宅の居室の数が規則第2条第2項に規定する居室の数を超えたとき。</u> <u>(2) 届出住宅に宿泊者を宿泊させる間に住宅宿泊事業者が不在に</u>	<u>緩和しても区民の生活環境が悪化するおそれがないと区長が認める区域にあっては、当該期間を区長が相当と認める期間に変更することができる。</u> (1) 区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 (2) 住宅宿泊事業の実施を制限する期間 月曜日の正午から土曜日の正午まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む場合にあっては、当該休日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。）

改正後	改正前
<u>(同条第3項に定める不在を除く) なるとき。</u> <u>(3) 規則で定める制限解除の要件を満たさなくなったとき。</u> <u>(4) 法第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。</u> <u>(5) 偽りその他不正の手段により制限解除を受けたとき。</u> <u>(6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要があると認めるとき。</u> (委任) 第<u>14</u>条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。 (検討) 2 区は、この条例の施行後1年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 <u>附 則</u> <u>1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>	(委任) 第<u>3</u>条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成30年6月15日から施行する。 (検討) 2 区は、この条例の施行後1年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。